

答 申

諮問第1号

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立人に対し平成17年2月10日付け都政第495号で行った保有個人情報部分開示決定を取り消し、開示対象とする情報に「宅地造成等規制法逐条解説の写し」を加えた上で、全部開示とすべきである。

第2 異議申立てに至る経過

本件異議申立てに至る経過は以下のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成17年1月11日付けで「平成16年度に都市政策課が違反の疑いのあるものとして行った行政指導（宅地造成等規制法に関する一切の公文書）（東牟婁郡那智勝浦町）行政指導に至った経緯・現地調査の日時指導内容・他官公署との通知、文書・写真・フロッピー等全記録の私の情報」について開示請求を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、上記1の開示請求に係る個人情報を、「平成16年度宅地造成等規制法違反等事務処理一件」（以下「一件書類」という。）にある異議申立人に係る個人情報と特定した上で、条例第21条第1項の規定に基づき、一件書類中、住宅地図に記載されている個人名については条例第18条2号に該当する個人情報であるとして非開示、その余を開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年2月10日付け都政第495号で異議申立人に通知した。

なお、一件書類には「宅地造成等規制法逐条解説の写し」（以下「解説本の写し」という。）が含まれていたが、実施機関はこれを異議申立人に係る個人情報としては特定しなかった。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年2月17日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、すべての保有個人情報の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書、意見書並びに審議会における意見及び説明の陳述に代えて提出した意見書によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

- (1) 実施機関が「あなた以外の個人の情報」として非開示とした情報は、すべて異議申立人が依頼した工事業者に関する情報であり、異議申立人において十分に知り得る情報である。
- (2) 実施機関が非開示にすることは、個人情報の保護のためではなく、事実関係を明らかにしないことで今後の告訴及び裁判の進行を妨害するためである。
- (3) 住宅地図記載の個人名を非開示とすることは、当該住宅地図を条例違反出版物と規定することであり、そうした出版物を購入し利用及び閲覧に供していることも条例違反となる。
- (4) 住宅地図の個人名を開示することで個人の権利利益を侵害することは全くなく、むしろ閲覧に供することで利便性が高まり、住民の利益となる。
- (5) 部分開示とすることは、別に申し立てている公文書部分開示決定に対する不服申立てに係る諮問に際しての理由説明書での「和歌山県個人情報保護条例第16条により開示請求すべきである。」という実施機関の主張に矛盾する。
- (6) 公文書開示請求によって開示された内容と保有個人情報開示請求によって開示された内容には、個人を特定できる情報以外の点において異なる点があり、証拠隠滅のために抜き取りが行われるなど、実施機関に都合のいい部分だけの情報開示がなされている。
- (7) 自己情報の扱いについて苦情を申し入れても、苦情の対象である担当課自身に調査させうやむやにされてしまい、チェック機能も働かずやりたい放題である。こうした条例の不備の改善を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が保有個人情報部分開示決定通知書、本件処分に係る理由説明書並びに審議会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

1 住宅地図記載の個人名について

住宅地図に記載された個人名については、異議申立人以外の特定個人を識別することのできる情報であり、条例第18条第2号に該当する。

たとえ市販されている住宅地図そのものであったとしても、氏名の記載について本人の了承が得られているものとは限らないし、また、記載内容が事実と異なる場合も考えられるから、当該情報を開示することにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある。

2 解説本の写しについて

本件保有個人情報開示請求の対象となる情報は、宅地造成等規制法に係る違反行為等に対する一連の行政指導等をまとめたもののうち、異議申立人自身の情報、異議申立人と関係する第三者の情報及び異議申立人に関して実施機関が判断を行ったことについての情報であり、解説本の写しについては、そもそも個人情報ではないため、本件保有個人情報開示請求の対象外である。

3 その他

- (1) 異議申立人による公文書開示請求及び保有個人情報開示請求について、それぞれの請求対象として特定した公文書は解説本の写しの部分を除き同一であり、証拠隠滅のための抜き取りは一切行っていない。ただし、保有個人情報開示請求では開示とした現場写真、公図の写し、登記簿謄本の写しなどについては、公文書開示請求による開示の際には特定個人を識別できる情報として非開示としていた。
- (2) 苦情申出の対応については和歌山県個人情報取扱要綱に従い、適正に事務処理を行っている。

第5 審議会の判断

1 住宅地図記載の個人名について

- (1) 条例第18条第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報について、開示されることで開示請求者以外の個人の正当な利益が侵害されることを防止する観点から、開示請求者以外の個人に関する情報を原則として開示しない旨規定している。
- (2) 条例第18条第2号該当性が認められるには、本号本文の「開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの」であって、同号ただし書きア及びイに該当しないことを要する。
- (3) 本件住宅地図記載の個人名については、条例第18条第2号本文に規定する「開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの」であることについては言うまでもない。しかし、当該住宅地図は市販されており、開示請求者が容易に知ることができる情報であるから、条例第18条第

2号ただし書きアに該当する。

また、実施機関が主張するように、当該住宅地図に記載されている氏名が本人の了承を得ていないもの等であったとしても、開示することでお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するものとは認められない。

- (4) よって、住宅地図記載の個人名は、条例第18条第2号に規定する非開示情報とすべきものではない。

2 解説本の写しについて

- (1) 条例第18条本文は、非開示情報が含まれている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない旨規定している。
- (2) 保有個人情報とは、条例第2条の規定によれば「公文書に記録された個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」である。
- (3) 解説本の写しに記載された内容自体は、異議申立人を識別できる情報とは言えないが、本件において当該解説本の写しは個人に対する処分の判断に用いた資料であるから、一件書類全体として個人情報を構成しているものといえ、本件異議申立てにおいては、文書毎の個人情報の記載の有無により対象とする情報を特定するのではなく、当該解説本の写しを含めた一件書類を開示請求の対象とすることが適当であると判断する。
- (4) さらに、当該解説本の写しに記載された内容は、条例第18条各号に規定する非開示情報が含まれていないのであるから、全部を開示することが適当であると判断する。

3 異議申立人のその余の主張について

- (1) 上記のとおり、当審議会の調査した結果によれば、本件処分において、開示されなかったのは住宅地図記載の個人名及び解説本の写しの部分のみであった。異議申立人は、一件書類のうちには上記のほか、異議申立人が依頼した工事業者に関する情報等がある旨、あるいは、実施機関が自己に都合のいい部分だけの情報を開示している旨主張するが、異議申立人のこれらの主張はいずれも根拠がなく、理由のないものである。
- (2) なお、異議申立人は苦情申出制度に対する事務処理についても改善を求める旨の主張をしているが、当審議会は、本件処分の妥当性について判断するものであり、異議申立人の主張する条例の不備の改善を求める申立ては、本件において、当審議会の判断するところではない。

4 結論

以上の理由により、当審議会は本件処分に関し、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

審議会の処理経過

年月日	処理内容
平成17年3月24日	諮問書を受理（諮問第1号）
平成17年4月19日	実施機関から理由説明書を受理
平成17年5月2日	異議申立人から意見書を受理
平成17年5月31日	審議（第17回審議会）
平成17年6月17日	実施機関からの意見聴取及び審議（第18回審議会）
平成17年7月5日	異議申立人から意見聴取に代えての要望書を受理
平成17年7月15日	審議（第19回審議会）
平成17年7月29日	審議（第20回審議会）
平成17年8月17日	審議（第21回審議会）
平成17年9月5日	審議（第22回審議会）